

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

○電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集－実験試験局に係る免許手続の見直し－

【意見募集期間：令和2年9月15日～同年10月16日、意見提出：11件（法人9件、個人2件） ※意見として取り扱わなかったもの：1件】

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人	<p>明らかな誤字 電波法施行規則第四条の四 4項 (中略)若しくは技術基準適合事故確認 「事故」とは何でしょうか？「自己」の誤りではないでしょうか。</p>	<p>誤字のため、ご指摘のとおり修正いたします。</p>	有
		<p>・「適合表示無線設備」を用いた実験試験局の簡易な免許手続について そもそも「適合表示無線設備」(特定無線設備)で「実験試験局」を対象とした認証を取得することは、現状不可能ではないでしょうか？</p> <p>テレコムエンジニアリングセンター「特定無線設備の技術基準」 https://www.telec.or.jp/services/tech/criterion.html</p> <p>例えば、このうち「F3E等(第2条第1項第1号の11)(陸上移動業務用)」で取得された特定無線設備は、周波数、占有周波数幅、空中線電力が範囲内で取得されていたとしても、通常、基地局(FB)または陸上移動局(ML)でしか用いることが出来ず、実験試験局(EX)とする場合は、通常の開設(または変更)手続同様、(点検)、検査を経なければ、使用出来ないと考えます。</p> <p>「証明または認証を受けた局種を問わず全ての適合表示無線設備(特定無線設備)を対象とする」という文言が一切記述されておらず「対象とする」のであれば、補足すべきと考えます。</p>	<p>今回の改正は、「適合表示無線設備」の範囲を実験試験局に広げるものではなく、「適合表示無線設備」を用いて実験試験局を開設しようとする場合に、簡易な手続により免許できることとするものです。</p>	無
2	株式会社NTTドコモ	<p>意見募集の対象である省令案等は、実験試験局に関する免許手続の簡素化、</p>	<p>賛成意見として承ります</p>	無

		<p>また特定実験試験局の対象周波数等の拡大を含んでおり、Beyond 5Gに向けた研究開発を加速する観点からも、非常に意義深い内容となっていることから、賛同致します。</p> <p>本件に係る制度整備が速やかに進められることを希望致します。</p>		
3	<p>阪神電気鉄道株式会社 (以下、連名) 阪神ケーブルエンジニアリング株式会社 株式会社ベイ・コミュニケーションズ 姫路ケーブルテレビ株式会社 BAN-BAN ネットワークス株式会社 アイテック 阪急阪神株式会社</p>	<p>実験試験局の免許取得に係る手続の簡素化等を図るための、電波法施行規則等の一部を改正する省令案、告示案および訓令案について、当社として賛同します。</p> <p>当社グループでは、ローカル5G実証実験設備を構築し、今年7月より実証実験を始めています。この実証設備に供する実験試験局の免許取得において、今回の改正により、適合表示無線設備を用いて開設する実験試験局については予備免許及び検査の省略が適用されることから、新たな実験試験局の追加手続き等で大幅な時間短縮や費用削減が期待できます。また、実験試験局の手続きで点検が必要な場合においても、今回の改正で総合試験が省略できることから、迅速な免許取得が期待できます。</p> <p>当社では、グループとして進めている地域BWA事業に加えて、ローカル5Gにおいても将来の商用化を目指していますが、実験試験局を用いた実証実験を通して、その実現に必要な検証や各種データの取得を進めると共に、産業利用に留まらない新たなユースケースを実証していくことで、ローカル5Gの普及や今後のローカル5G制度におけるより良い発展にも、引き続き貢献していきたいと考えています。</p>	賛成意見として承ります。	無
4	KDDI株式会社	<p>Society5.0の実現に向けた通信基盤の確立においては、様々な最先端技術の実用化及び社会実装が必要となります。今回の省令等改正案は、無線技術の評価、検証を柔軟に実施することを可能とし、研究開発の促進に資するものであると考えるため、賛同いたします。</p> <p>なお、関係省令等について、速やかに施行されることを希望いたします。</p>	賛成意見として承ります	無
5	ソフトバンク株式会社	<p>本省令案等の改正は、免許人が実験試験局を開設するにあたって、免許取得に係る手続き期間の短縮に寄与するものであり、加えて、高い周波数帯域の活用や柔軟に開設・変更の手続きが可能となることから、従来よりも研究開発の分野が拡大し、実証実験が迅速化されるため、大変有効であると考えます。</p> <p>Beyond 5Gの実現に向けた技術開発の促進に資することにつながるため、本省令案等の改正に賛同します。速やかに施行していただくことを希望します。</p>	賛成意見として承ります。	無
		<p>また、本省令案の改正に留まらず、運用面等において、実験試験局の免許取得に係る手続きの簡素化が図られるものは、実験試験局の免許人や開設希望者</p>	今後の政策の意見として承ります。	無

		の要望を踏まえ、必要に応じて、更なる見直しの検討を進めていただくことが必要と考えます。		
6	個人	<p>特定実験試験局に使用可能な周波数等（信越総合通信局管内分）の連絡を受け、以下のスペックでテラヘルツの信号伝送のための準備を進めています。</p> <p>中心周波数：272.5 GHz 帯域幅：5 GHz 送信電力：1mW アンテナ利得：30dBi EIRP：1W 到達距離：1m～10mを想定</p>	270-275GHz帯においては、これまで周波数の利用がなかったことから300GHz帯の追加に併せて削除することとしておりましたが、特定実験試験局の開設予定があることを踏まえ、引き続き使用可能となるよう案の修正を行います。	有